

議案第143号

静岡市税条例等の一部改正について

静岡市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市税条例等の一部を改正する条例

(静岡市税条例の一部改正)

第1条 静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第19条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第26条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第27条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第27条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第41条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第58条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第58条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「み

なす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第65条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第65条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第81条の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第81条の2 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- （1）土地又は家屋の現所有者の住所又は所在地、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- （2）土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- （3）その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第82条第1項中「のうち」を「が」に、「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に改める。

第100条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第100条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第102条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、

第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第19条の2第14項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項を削り、同条第19項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第21項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第19項とし、同項の次に次の1項を加える。

20 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第19条の2第22項を同条第21項とし、同条に次の1項を加える。

22 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

附則第23条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第24条、第27条及び第28条の2中「法附則第15条から第15条の3まで」を「附則第15条から第15条の3まで」に改める。

附則第30条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第33条第1項中「法附則第15条から第15条の3まで」を「附則第15条から第15条の3まで」に改める。

附則第35条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで、第48項若しくは第50項」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項、第44項、第47項若しくは第48項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「第34項」を「第33項」に、「法附則第15条から第15条の3まで」を「附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」に改め

る。

附則第35条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 法附則第15条第47項に規定する都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第36条、第38条並びに第39条第2項及び第3項中「第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3まで」を「第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3まで」に改める。

附則第42条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第43条第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第57条 第6条の3第8項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 静岡市税条例の一部を次のように改正する。

附則第19条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第19条の2第22項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第35条中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第58条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第59条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第16条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第3条 静岡市税条例の一部を次のように改正する。

第10条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第11条中「及び第4項」を削る。

第12条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第16条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第41条第10項から第12項まで」を「第41条第9項から第16項まで」に改める。

第16条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第41条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、

同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12条前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第42条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第44条第4項から第6項までを削る。

第100条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第11条第2項中「及び第4項」を削る。

(静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 静岡市税条例等の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、静岡市税条例第13条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1項第1号中「附則第6項及び第7項」を「附則第5項及び第6項」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1項第4号中「附則第8項」を「附則第7項」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第5項とし、同項の前に見出しとして「(軽自動車税に関する経過措置)」を付し、附則第7項を附則第6項とし、附則第8項を附則第7項

とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第100条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第17項の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中第13条第1項第2号、第19条及び第26条第1項ただし書の改正規定並びに附則第11条及び第12条第1項の改正規定、第2条並びに次項、附則第4項及び第5項の規定 令和3年1月1日

(3) 第3条中第100条第2項ただし書の改正規定及び附則第18項の規定 令和3年10月1日

(4) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第8項及び第9項の規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中附則第42条第1項及び第43条第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の静岡市税条例(以下「新条例」という。)附則第11条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第13条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第19条及び第26条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第

3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第12条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)とする。

6 新条例第27条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

7 新条例第27条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用する。

8 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の静岡市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

9 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

10 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

11 新条例第58条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

12 新条例第58条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

13 新条例第81条の2の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

- 14 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び附則第16項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 15 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 16 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
（市たばこ税に関する経過措置）
- 17 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 18 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。
（都市計画税に関する経過措置）
- 19 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 20 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 21 施行日から改正法附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第35条の規定の適用については、同条中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。